

接続料の算定に関する研究会（第25回）議事録

1. 日時 令和元年7月12日（金）17:00～18:00

2. 場所 総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者

① 接続料の算定に関する研究会構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、佐藤 治正 構成員、
関口 博正 構成員、西村 暢史 構成員、西村 真由美 構成員（以上、7名）

② オブザーバー

KDDI株式会社 渡邊 昭裕 渉外部 a u企画調整グループリーダー
田中 大介 渉外部 a u企画調整グループマネージャー
ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 相互接続部 部長
南川 英之 渉外本部 相互接続部 移動相互接続課 課長
一般社団法人テレコムサービス協会
佐々木 太志 MVNO 委員会運営分科会主査
金丸 二郎 MVNO 委員会運営分科会副主査
株式会社NTTドコモ 榊原 啓治 企画調整室長
田畑 智也 料金制度室長

③ 総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹村電気通信事業部長、今川総合通信基盤局総務課長、山碕
事業政策課長、大村料金サービス課長、佐伯事業政策課企画官、大塚料金サービス課
企画官、大内事業政策課調査官、大磯料金サービス課課長補佐、茅野料金サービス課
課長補佐

4. 議題

(1) モバイルデータ接続料の算定の現状（非公開）

(2) 第三次報告書案（移動通信の接続に関する部分）について

※ 議題（１）は、公開することにより二種指定事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、非公開にて実施しました。議事録は、非公開とすべき部分を除いての公表とします。

【辻座長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから接続料の算定に関する研究会第２５回会合を開催したいと思います。どうもお忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございました。

本日の議事進行を務めさせていただきます座長の辻でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、高橋構成員がご欠席と聞いております。

続きまして、本日は、前半に、移動通信に関し、モバイルデータ接続料の算定の現状について事務局からご説明をいただき、後半に第三次報告書案について検討を行いたいと思います。

なお、前半のモバイルデータ接続料の算定の現状に関する議事については、公開することにより二種指定事業者の正当な利益を害する恐れがあると認められるため、開催要綱に基づき、構成員及び総務省限りでの議事進行といたします。また、配付資料及び議事録につきましても、開催要綱に基づき、非公開とすべき部分を除いての公表といたします。

それでは、ただいまから議事を開始いたします。

モバイルデータ接続料の算定については、その算定根拠について、今年度から、情報通信審議会接続政策委員会に対して、総務省から委員限りの情報として報告が行われております。本日は、その報告書の報告の際に接続委員会の委員から挙げられた指摘も含めて、事務局より説明をいただき、今後の研究会での検討の一助にしたいと思います。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

【茅野料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。資料ですけれども、今日は、右上に資料２５－１とございます、「回線容量に係る接続料の『原価』について」につきまして説明をさせていただきたくと思いますが、その前に、参考資料２５－１とございますパワーポイント横版の資料、「接続料算定根拠について」、こちらをご覧いただければと思います。

この資料は何かと申しますと、先ほど座長からご紹介いただきましたとおり、接続政策委員会に接続料算定根拠について６月１９日に説明させていただいた資料でございます。

おめくりいただきますと、1ページでございますけれども、接続料の適正性は、総務省において届出制の下に検証しておりますが、より一層充実させることが重要ということで、下の点線の囲みでございます。モバイル研究会の中間報告書では、下のほうでございます、算定根拠について審議会の報告を行うことが適当というご指摘をいただいたということでございます。これを受けまして今年度から、接続政策委員会に算定根拠についてご説明させていただいたのがこの参考資料25-1の資料でございます。

この研究会におきましても接続料の精緻化がテーマということですので、このときの報告の内容あるいは先生方のご指摘を今日はご紹介申し上げようと思ったのですが、構成員の先生方が重複されておりますので、細かい説明は今日は省略をさせていただくということで、参考資料という扱いにさせていただいております。

また、参考資料25-2、A4縦版の議事概要を見ていただくと、そのときのご指摘では、原価の関係では、佐藤先生から、配賦についてどの段階で控除しているのかが違っていると、そういったご指摘をいただいております。

2ページ以降、需要の話ですけれども、需要については各先生からいろいろご指摘をいただいたということですが、上から5番目、関口先生のコメントのところにあります、接続料算定研究会では、回線容量のゆりの部分の多くをMNOが負担している、分母を実トラヒックにしないと不公平だという主張がございましたが、主にこれについていろいろと議論がなされて、最後に相田主査から、一体どこの回線容量のことなのか、どこを算定しているのか、測定しているのか確認すべきではないかというご指摘をいただいております。そういったやりとりがなされたということでございます。

今日は、佐藤先生のご指摘を受けて少し先に進んで資料をつくってみました。それが今日の説明資料、資料25-1でございます。今後の議論の参考にしていただければということでございます。

では、資料25-1「『原価』について」、おめくりいただきたいと思っております。

6月19日の接続政策委員会では、佐藤委員から、配賦について、どの段階でどの費用を控除するのかが会社によって違っている。これはなぜか。あるいは、接続料の原価に対して特定の費目の割合が会社によって違っている。同じビジネスをやっているはずなのに、あまりにも違うので、これは仕分けの考え方がもしかして異なるのではないかと。接続料自体は違わなく見えるが、配賦の原則が違うとか、何か理由があるのではないかと、それは理解を深めるべき。あるいは、配賦の考え方の違いがあれば、整理する必要がある。違った

解釈をしているかもしれない。正しいかどうか検証する必要がある。こういったご指摘をいただいております。これを受けまして少し資料を作成しているということでございます。

2ページでございます。これはおさらいということでございます。ご指摘の原価の配賦・算定の制度でございます。左下のフローチャートの図でございます。原価につきましては、その一番上、移動電気通信役務全体の費用、ここからステップ1ということでデータを抽出するというところでございます。この段階では、一番右側にありますけれども、配賦の基準をつくって提出するという義務が課せられているということでございます。そしてデータ伝送役務から、ステップ2でございます。回線容量の部分を抽出するというところでございます。つまり、回線管理に係る回線数単位の接続料の部分を抜くという作業でございます。そして最後、そこから営業費を抜いたりして必要な部分を抽出するという作業がステップ3ということでございます。そして原価が求められるということでございます。このステップ2、ステップ3につきましては、一定の考え方、この四角に書いてあることでございます。これがガイドラインに定められているのですが、では、具体的にどのように配賦、抽出しているのかというのは特に作成したり提出したりという責務はないという状況でございます。

では、個別の費目ごとの配賦の状況、抽出の状況はどうなっているのか、3ページでございます。

今後、配賦の実態を調べていくときには、全体をとにかく調べていくというよりも、違いが大きいところにターゲットを当てて調べていくのが一つ手としてあるのかなということでございます。

次のページ、4ページ目でございます。これもご指摘の原価の中の項目の割合が社によって違うのではないかと、同じようなビジネスをやっているのにということでございます。この辺も調べていく一つの要素かなというところでございます。

続きまして、5ページでございます。ではその配賦はどのように行っているのかですけども、先ほどご説明いたしました、配賦の基準は、ステップ1、これはデータ伝送役務を抽出する段階、音声を除くという段階ですが、ここしか当方にはもらっていないという状況でございます。減価償却費、施設保全費、通信設備使用料、この3つについてどういう基準かを記載してございます。まず、その基準につきましては、原則として接続会計規則に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦するルールとなっております。減価償却費を見ると、接続会計の原則では固定資産の帳簿価額の比を使いましょうとなって

いまして、これはドコモさん、KDD I さん、ソフトバンクさんも同じ帳簿価額比を使っているということでございます。施設保全費は、こちらは原則固定資産の取得価額の比率を使いましょうとなっています。ドコモさんは非常に細かく設定されていますが、大体ネットワーク資産額比ということで固定資産の取得原価比かなということでございます。KDD I さんもソフトバンクさんも同じようなことでございます。通信設備使用料を見ると、接続会計の原則としては、回線数比あるいはその取扱量（トラフィック）の比ということなんですけれども、ドコモさんは回線容量比とか営業収入額ですが、KDD I さんとソフトバンクさんは固定資産帳簿価額でございます。こういうふうに多少違ったりもしますし、どういう指標を使うのかはいただいているわけなんですけれども、では一体何対何の比率かというのはいただいております、ステップ2、ステップ3については何ももらえていないという状況でございます。

続きまして、6ページでございます。6ページは、減価償却費につきましては、固定のほうでは耐用年数についていろいろと確認をしているということで、モバイルのほうもこの研究会で6月7日の資料ということで各社に質問してございます。質問内容は、基地局の耐用年数を教えてくださいということでございます。欄外下のほうに参考ということで、通信業務用設備の法定耐用年数が書いてございます。9年でございます。

7ページでございます。この研究会の第三次報告書案、今日の第2部でご議論いただくものなんですけれども、原価については、1ポツ目、これはステップ1の話をしています。配賦整理書を作成することになってはいますけれども、その適正性については必ずしも十分な検証がなされているとは言えないということでございます。2ポツ目、これはステップ2とステップ3の話をしていますけれども、ガイドラインに抽出の考え方が示されているのみで、具体的な基準の作成とはなっていないということでございます。3ポツ目ですけれども、精緻化ということで、費用の抽出の適正性を検証ということで、まずは双方一、双方というのはステップ1から3のことでございますが、これらについて、その実態を、例えば人件費に焦点を当てる、あるいは固定資産の償却期間に焦点を当てる、あるいは試験研究費に焦点を当てるということで、事業者間の比較により検証することが適当であるということでございます。そのため、各ステップにおいて費用区分ごとにどういう控除がされているのかを研究会で詳細に聴取することが適当としてございます。その上で、必要なルール整備について検討することが適当であるということにしてございます。

先ほどのデータから読み取っているようなところを、焦点を当てつつ今後進めていくの

かなということでございます。ご指摘等いただければと思います。

以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

今まで長い間、固定の通信について同じような原価算定をもう20年以上行っていますので、承知しておりました。しかし、モバイルにつきましてはこのような全く見たこともありませんでした。確かにモバイルは競争下でやっているから、事業者はこういうのを出さなくてもいいということが原因かと思います。大変新しいデータを見せてもらい、今後の将来原価による接続料算定に向けて非常に有益な情報をいただいたと思っております。

それでは、委員の皆さん方、どうぞ自由にご意見、コメント等をお願いしたいと思います。では、佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 接続政策委員会でデータをいただいて見たんですけど、結論からすると、料金を総務省に提出して接続の料金が決まっているということですが、いろいろデータを見てみたらブラックボックスで、合理性を判断するほどきちっと情報が出てないこともあったので、やっぱり一つ一つまずは理解を深めていくということが大事だと思いました。

特にやっぱり5年前、10年前と違って競争相手がいろいろ出てきて、競争環境が随分変わってきているので、二種の接続について改めて精査する、そういう課題が今大きくなっているんだと理解します。

データを見ると、今さっき言われたようにというか、費目を配賦していく段階で最終的に同じ費目でも割合が相当違うとか、あるいは自分の中の費目もあれば、抜いていくところの割合もあるんですけど、抜く費用も、どの段階で抜くかも会社によって相当違うようなので、もう少しきちっとした基準をつくらないと、あるいは基準でもってやっていただかないと、接続料金として、あるいは競争を支える接続料金としてはやっぱり問題あるなとは感じています。

もう一つ、原価とトラヒック、需要について、データを要望して、理解を深める努力を総務省を通じてやっていただければと思います。

【辻座長】 ありがとうございました。確かに各社によって違いがあります。

【佐藤構成員】 違いが相当あります。

【辻座長】 比率が全然違うから、これをどうしていくか。これまでもソフトバンクが二種指定になってから設備料が下りましたが、依然としてソフトバンクだけが高く、ド

コモとKDDIはかなり接近してきました。こういうのは見ていますと、何でそうになっているかある程度推測できるような気がします。

それでは、ほかの方、ございませんでしょうか。関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 説明をお伺いして、わからないことがたくさんあるということがわかったということなんですけれども、佐藤委員の疑問もまだ私も趣旨がよくわかっていないので、ちょっと違うことを言っちゃうのかもしれないんですけども、少なくともドコモにはBWAがないという事業形態の違いというのは結構大きいと思うんですよね。KDDIとUQとの関係と、それからソフトバンクとWCPとの関係も必ずしも同じではなくて、のMNOであるMVNOがどう関係してくるのかをもう少し勉強して、その調整の上で全体のネットワークとしてコスト構造がどうなっているのかというふうに比較ができるような基準を合わせていかないと、各社の違いは違いとして受けざるを得ないような気がしているんですよね。だから、ここについてはもう少しその分析を進めなきゃいけないと思っています。

キャリアアグリゲーションの問題を除いても、随分運用、特にステップ2、ステップ3については各社に運用を投げちゃっているんで、各社の方針によって随分違いが出てきていて、これがMVNO等が設備を借りに行くときに適切なものなのか判断する何かベンチマークを用意してあげないと、言われたままに金払うという以上のことができないという点でいうと、もう少しやっぱりコスト構造については透明化を図っていくという努力をこれからスタートして、分析を進めていく必要があると思っています。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほか、ございませんか。それでは、西村構成員、お願いします。

【西村（真）構成員】 すみません、素人の意見ですけれども、ステップ2とステップ3は各社自由に算定されているということなので、結果が3社横並びになるというのはまずあり得ないのかなと思っていて、それがほぼほぼ多少似たような形になっているというのは、逆にどうしてかなという不安・不満を持っています。

あと、自由に計算してください、明細の提出も要らないですという現状を変えていくということなので、出してくださいという協力だけで済むのか、何かもう少し強制力のあるような形で制度的な担保をしていかないと見せていただけないのかなという気はしています。

【辻座長】 今のデータ提出の担保ですね、これは今のルールでは、検証も総務省はされていません。データが出されることもないから、出せということになると、やはり法制度的なものも視野に入れるべきなんではないでしょうか。

【茅野料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。各先生から、まずはその状況がどうなっているのか確認すべきだということなんですけれども、我々も、接続料の届出がありましたら、質問はいろいろとしているのですが、やはり提出義務がないところになってくると、経営情報ということなので、なかなか欲しい情報はもらえていないという状況でございます。

ただ、いきなり、では制度を変えて詳しくもらうようにするというのではなくて、これまで総務省だけで行ってきたということですが、今年度から接続料の算定根拠を審議会にご報告するということを始めますので、審議会あるいは研究会の力をかりて二種指定事業者から情報をまずもらうように努力すると。それもやみくもにもらうのではなくて、ちゃんとターゲットを決めて、なるべくもらえるようにやっていくという作業が必要かなと考えています。

【辻座長】 わかりました。

他にいかがでしょうか。まだご発言になっておられない方、ございませんでしょうか。

ちょっと見ていると、耐用年数の扱い方ですね。ここの6ページの質問の内容が無線基地局の耐用年数ってなっていて、これについて答えられています。固定では例の光ファイバの耐用年数が議論になりましたが、固定で行われてきた耐用年数のいろんな知見とか経験はここに生かされます。今の各社の設備の違いというのはありますが、できるだけ固定で得られたものは使っていけば、いろんな意味で時間や労力の節約になるかと思いません。

ほか、ございませんでしょうか。時間的なものがございますので、また意見ございましたら事務局へ寄せていただくということで、ひとまずいただきましたコメント等は今後の検討の参考にしたいと思います。

それでは、これ以降は公開の議事に移行いたしますので、オブザーバー・傍聴者の入場がございましたので、いましばらくお待ちください。

(オブザーバー・傍聴者の入室)

【辻座長】 それでは、後半の議事に移りたいと思いますが、まず、総務省において人事異動がありましたので、ご挨拶をいただきたいと思います。事務局からご紹介をお願いします。

いたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 そうでしたら、最近新しく着任した総務省の職員をご紹介します。

まず、電気通信事業部長の竹村でございます。

【竹村電気通信事業部長】 竹村です。よろしくお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 それから、総合的通信基盤局総務課長の今川でございます。

【今川総務課長】 今川です。よろしくお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、第三次報告書案につきまして議論を行っていきたいと思います。

前回会合までの検討の結果を事務局にて第三次報告書としてまとめていただいております。このうち、第2章以降の固定通信に関する部分は、前回会合までで大体必要な検討を行ってきましたので、本日は、第1章の移動通信に関する部分についてのみ検討を行いたいと思います。

なお、第2章以降の固定通信に関する部分につきましては、前回会合でお示した内容から修正がありましたので、青枠というか、青の網かけになっておりますので、それをご確認のほどお願いいたします。

それでは、事務局からご説明お願いいたします。

【茅野料金サービス課課長補佐】 それでは、資料25-2でございます。第三次報告書案のうち、ただいまご紹介のありましたモバイルの部分についてご説明させていただきます。

4ページ、ご覧いただければと思います。前回、骨子案を提出させていただきました。そこからの変更点は、ただいまありましており青の網かけをしております。その部分と、あとポイントにつきまして説明をさせていただければと思います。

まず4ページですけれども、検討の経緯が書いてございます。この辺は変えてございません。なぜこういった将来原価の議論をしているのかということで、MVNOも含め、利用者に対して多様なサービスが低廉な料金で提供されるようにするというところで、二種指定事業者とMVNOとの公正競争を確保する重要性が高まっていると。こういうことが大変重要であるということを確認させていただいているということでございます。

6 ページをご覧いただきたいと思います。6 ページから各検討課題について触れてございます。まず、対象機能でございます。対象機能の結論は、おめくりいただきまして10 ページをご覧いただきたいと思います。10 ページ、対応の方向性でございます。二種指定制度につきましては、アンバンドル機能が4 機能あるということですが、対象機能につきましては、将来原価方式による算定については、二種指定事業者とMVNOとの公正競争の観点ということで、現時点ではデータ伝送交換機能のみを対象とすることが適当ということでございます。「適当である」というところに水色の網かけをしております。骨子案では「適当ではないか」というふうな記述でございました。これを、以降全て「適当である」というふうに書きかえてございます。

この点ですけれども、データ伝送交換機能につきましては、二種指定事業者から回線管理に係る接続について、支払額が小さい、そして水準が低下傾向にない、あるいは相当の需要増が見込めないということで、メリットがないんじゃないかというご指摘を前回の研究会でもいただいているところでございます。これにつきましては、10 ページ下のほうですけれども、回線容量に係る接続料に加えて回線管理に係る接続料についても、まず過去の実績値で算定されるということで精算ということになっていますので、予見性が確保されておらず、適切な原価管理に支障が生じる可能性があるということと、IoTの普及等も想定されるということで、相当の需要増は見込まれないとは言えないのではないかと、それと、こちらは新しい記述ということですが、その支払額ですが、確かに小さいということなのですが、MVNO委員会から意見が寄せられておりますとおり、特に取り扱うトラヒックの小さい事業者にとっては重要なコスト指標ということで、予見性が高まることは事業運営上有益と考えられるということで、将来原価方式による算定の対象とすることが適当ということでございます。

SIMカードにつきましては、引き続き、対象とすることが適当であるとは言えないということでございます。

二種指定事業者によって算定方法が異なることとならないよう、あるいは公正競争の確実な確保という観点から、選択制ではなくて、必須が適当ということでございます。

(3) が算定期間・頻度でございます。こちらの結論は14 ページをご覧いただければと思います。3. 対応の方向性でございます。こちら、2年度目、3年度目については精度が劣るということであっても、中期的な見通しが示されるということは、MVNOにとって毎年度の事業戦略を策定する上で極めて有用であり、一定の作業負担が生じるというこ

とであっても、公正競争促進の重要性に鑑み、算定期間は3年度が適当であるということ
でございます。

また、技術の進展等ございますので、3年度分の接続料の算定を毎年度行うことが適当
ということでございます。

次のページ、15ページでございます。(4)算定方法でございます。

こちらの結論は25ページでございます。25ページ、対応の方向性でございます。具
体的な予測値の算定方法、まずは二種指定事業者の判断に委ねることとするのが適当と
いうことでございます。

ただし、予測と実績の乖離、これは生じ得るものということですが、それが大き
いと経営に大きな影響を与える等々の理由ということで、次のページですが、一定の共通
の考え方により設定されるようにするとともに、検証を継続的に実施することにより、そ
の適正性が確保されるようにすること、そして、MVNOに対する情報提供等が行われる
ようにすることが適当であるとしてございます。

②は対象の項目でございます。こちらが変わってございませぬ。原価は設備管理運営費、
利潤は正味固定資産額、そして需要ということでございます。これらについて合理的な算
定を行うこととするのが適当であるということでございます。

おめくりいただいて27ページですけれども、費用区分ごと、資産区分ごとに算定する
ことが適当ということでございます。

③の予測値算定の考え方、こちらが変わってございませぬ。過去の実績値からの推計の
みにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を
与える要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが適当ということでございます。

具体的に、例えば、基地局等の整備見込み、システム更新予定あるいは会計方針の変更、
会計基準の変更、需要についてはデータ伝送容量の拡充予定、こういったものを適切に反
映することが適当ということでございます。

④が検証でございます。こちら基本的には変わってございませぬ。28ページですけ
れども、審議会への報告等を通じて、適正性の検証を行うことが適当ということござい
ます。

そして、「精度の高い」のところは青塗りしてございますけれども、もともと「精緻な算定方
法」だったのですが、「精緻」だとちょっと具体的ではないなということで、「精度の高い」
と変えてございます。検証を行うことが適当であり、その上で、事業者に要請等を行う、

あるいは共通的な算定方法の整備について検討の場を設けるといった所要の取組を毎年度繰り返し行っていくことが適当ということでございます。

また、様式の変更が適当ということでございます。

そして、検証はメリハリを持って行うということで、予測が実績の推移傾向から大きく乖離した場合であるとか、あるいは予測と実績の間に大きな乖離が生じることが予見されるといったときに、重点的に検証することが適当であるということでございます。あるいは、3年度分ありますけど、1年度目の接続料について重点的に検証ということでございます。

5番目がMVNOへの情報提供ということで、予測と実績の乖離は生じ得るということですが、MVNOにおいて、みずからの努力である程度予想できるようにすることが重要ということで、1つ目が予測値の算定方法について、情報開示の仕組みで確認できるようにすることが適当ということでございます。

また、予測の原価、利潤、需要につきまして、予測と実績の乖離の比率、これも情報開示の仕組みで確認することが適当ということでございます。また、乖離の理由、こちらは、情報開示の仕組みということではなくて、まずは二種指定事業者さんにおける自主的な取組の中で、個別対応の中で情報提供を行うように努めるということが適当ということでございます。

(5) が予測と実績の乖離の調整でございます。

こちらにつきましては33ページをご覧いただきたいと思っております。33ページは、予測と実績の乖離については、何らかの方法で調整することが適当ということでございます。

下の青塗りの部分が少し多くあります。こちら、乖離額調整という方法と精算という方法の違いを少し予見性の観点あるいはMVNOにおける負担の公平性の観点について詳しく書いています。もともと表に書いてあったものを書いたということでございます。そして、それぞれメリット・デメリットがあるということでございます。

メリット・デメリットがあるのですが、「こうした事業者間の意見を踏まえると」ということで、事業者さんからの要望を研究会として重視しているというのをここに書いてございます。乖離が発生した場合は、精算により調整することが適当ということでございます。

ただし、精算ということだと予見性確保の面で課題が残るということで、算定時期の早期化あるいは適時の情報提供が適当ということでございます。

なお、予測と実績の乖離の状況等々を踏まえて、ほんとうに精算が適切なのか、乖離額調整が適切なのか、これは継続的な検証課題ということにさせていただきます。

おめくりいただきまして、35ページにはその算定期間でございます。算定期間につきましては、おめくりいただきまして37ページをご覧くださいと思います。対応の方向性でございます。算定の早期化につきましては、従来から強い要望がなされているということでございます。

38ページですけれども、予測と実績の乖離を精算により調整することとするということ、予見性確保の面で課題が残るということでございます。この課題を補うためにも、算定の早期化が適当ということでございます。

具体的には、予測値に基づく接続料は2月末、実績値に基づく接続料の算定は12月末が適当ということでございます。

また、事前にある程度予想できるようにするという、需要の対前算定期間比については、遅くとも9月末から開示することが適当ということでございます。

最後に、おめくりいただきまして39ページでございます。(7)算定の精緻化でございます。

こちらにつきましては、まず41ページですけれども、ソフトバンクさんからの要望が、もともと実トラヒックにすべきではないかという要望だと思っていたのですが、ピークトラヒックという説明がございましたので、書きかえています。

対応の方向性ですけれども、将来原価方式への移行に併せて、原価・需要について精緻化を図ることが適当ということでございます。「移行」のところは青塗りしてございますけど、もともと「移行の検討に併せて」ということだったので、検討が収束しつつありますので、一方、精緻化はこれからということなので、「移行」ということでございます。

原価につきましては、42ページですけれども、接続料原価対象費用の抽出の適正性を検証するため、まずは、その実態を3社比較で検証することが適当ということでございます。そのために、どういった費用控除を行っているのかを詳細に聴取していくことが適当ということでございます。

その上で、ルール整備についての検討が適当ということでございます。

需要につきましては、実トラヒックというご要望がございますので、大臣裁定のときの経緯に触れてございます。3行目ですけれども、帯域幅課金が適当とされております。帯域幅課金は定額制課金というふうに整理され、MVNOにおけるコストがあらかじめ確定

的となるということで、電波の有効利用とともに、MVNOにおける速度別料金や時間帯別料金など多様な利用者料金を設定することが容易ということで、当時、適当とされたということでございます。

よって、実トラヒックを単位とすべきという意見が示されていますけれども、MVNOにおける多様なサービス提供あるいは接続料支払額に重大な影響を与える可能性があり、十分留意する必要がある、仮に検討を行う場合は慎重な検討を要するという記載でございます。前回と変わってございません。

また、ピークトラヒックを用いるべきという意見もございます。これについては、回線容量につきましては、ガイドラインに「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする」としか記載しておらず、また、事業者さんからも、必ずしも明確な算定の仕方というのが出てきているというものではないのかなということでございます。

ということで、需要の精緻化は、まずは回線容量の算定方法、こちらの適正性について検証することが適当ということでございます。具体的には、実態を聴取した上で、3社比較により検証の上、所要のルール整備について検討することが適当ということでございます。とりわけ、回線容量が適正に算定されているかを確認するため、ピークトラヒックとの比較あるいはMVNOさんの回線容量と二種指定事業者さんの回線容量というのはどういう関係にあるのかというのを検討するといったことが適当としてございます。

記述は以上でございます。

一番最後、94ページをご覧くださいと思います。94ページは今後の対応、第8章ということでございます。精緻化が今後の課題ということで残ることなので、その旨記載させていただいているということでございます。

説明は以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

今のご説明はモバイルに係るものでありますが、ご意見、コメント等ございましたら、よろしく願いいたします。何かございませんでしょうか。それでは、西村構成員、お願いいたします。

【西村（暢）構成員】 ご説明ありがとうございました。今回の報告書案全体につきましては、もちろん賛成という形で表明しておきたいと思います。もちろん、個々の論点につきましては1つずつ具体的に組み込んでいかなければいけないことだと思います。その

中で、定義づけでありますとか、こういった影響が考えられるのかも含めて議論されるべきことと思っております。

今回、特に重要だなと思ったのが、情報の取り扱い方について非常にこれからも考えていかなければいけないと思っております。情報提供、それから情報の開示、これはもちろんMNO、MVNO当事者間もございますけれども、総務省内でのそれを受けた検証というの、連続性を持ってステークホルダー間の協働・協力というのが非常にここで強調されているべきことだと思っておりますし、当事者がこの点を十分認識した上で取り組むべきことだと思っております。

感想めいたことで恐縮ですけれども、以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほか、ございませんでしょうか。

【酒井構成員】 よろしいですか。

【辻座長】 それでは、酒井委員、お願いいたします。

【酒井構成員】 やっぱり感想に近くなるんですけども、今回の場合に精算方式でいくということと、いろんなところについて予測を設けると。当面、精算なので、仮に予測が狂ってもそんなに大きな影響はないのかもしれませんが、今後どうするかも含めて、いろんな分野について一体予測はどのくらい当たるのかというのをしっかり検討して、それがあまり違うようだったら問題でありますし、逆に、そのいかんによっては、いろんな項目についても、今後、これをこのまま続けるのか、もっと別の方法をとるのかというのも考えるのかなという感じはいたしました。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。おっしゃるとおりです。

ほか、ございませんでしょうか。特にご発言ございませんでしょうか。

【関口構成員】 じゃあ、何か言いましょうか。

【辻座長】 お願いします。

【関口構成員】 今回、将来原価方式を導入するに当たって、事業者の意見を頂戴して、その意見も報告書に記載されているということで、対立点というのか、意見の違う点等も大分これで明らかになった報告書になっていて、この点は多くの議論を記録に残せてよかったと思っております。

対象の接続料ですけれども、6 ページのところ表 1-1 にまとめてありますように

3つある中で、音声伝送交換機能と番号ポータビリティは要らないだろうということは共通していますし、データ伝送交換機能については将来原価を導入するという中でも、7ページの注にありますように、3つあるうちの回線容量に関する接続料については、そもそも要らないんだという意見は別として、二種事業者の方たちからも大きな反対はなかったように思いますし、SIMカードは仕入に依存するので、ここも予見可能性はとりようがないということで、問題になっているのは結局のところ、2番目の回線管理に係る接続料をどう取り扱うかだったと思うんですね。ここについては、二種事業の事業者の方たちからは、これから利用者料金の制度変革もあって、需要予測の精度は格段に落ちてくるということですか、あるいはむしろ接続料は上がることだってあるんだから、予見可能性はここは担保できないとかという意見が、ドコモさんやKDDIさん、ソフトバンクさんから指摘をされています。それに対して、今回、テレコムサービス協会のMVNO委員会から、特にトラフィックの小さい事業者において接続料支払額に占める割合が非常に高く、経営に対する影響が非常に大きいから、予見性を高めるような将来原価方式を導入してほしいという意見を頂戴しているんですね。将来原価方式を導入する基本的な狙いというのは、MNOとMVNOとの間の情報格差を解消するというところに鑑みると、MNOさんから見ると、相対的に額も小さいし、いいんじゃないのという感じではあるんですけども、相対的に規模の小さな事業者にとっての負担の大きさというふうに考えると、今回、青枠でご修正いただいた11ページですかね、その225行以降の指摘によって、MNO各社さんには多少の負担増をかけることは申しわけないと思いつつも、回線管理に係る接続料も含めて将来原価方式を導入していくということがよろしいのではないかと思っています。

それから、もう一つ、指摘の中で非常に意味が大きいと思っているのは、28ページのところで共通的な算定方法を整備すべきであるという提言を記載いただいていることなんですね。二種に関しては、一種と違ってデータ提供についてもそれほど厳しく扱ってきませんでした。これは届け出制の中で各事業者さんが切磋琢磨するという競争状況が存在するというので、各社さんの事業上の経営上の判断を大切にするという配慮が働いてきたと思うんですけども、MNO対MVNOという観点から見ると、各社の方式についてあまりブラックボックスを多く残し過ぎるというのもあまりいかななものかと思っておりますので、その意味では、既存の制度を大切にしながら、かつ事業者さんが自主的に資料をお出しただいて、インカメラのような制約された中で、制度の共通的な適用が可能になるような

場を設けて検討を進めることがよろしいのではないかと思いますので、ここも指摘について賛成でございます。

それからもう1点だけ指摘申し上げますと、42ページ、43ページの需要のとり方、ここについては継続審議としての扱いではありますけれども、利用者料金の制度改正等を考えると、利用者の動向が不安定になってくるという状況の中で、需要予測の精度も低下して、MNOが設備を維持することについての負担のあり方も、この需要の検討を通じてやっぱり考えなきゃいけないことだと思っているんですね。その意味では、今回についてはこのような記述でよろしいと思っているんですが、今後の大きな検討課題として残っていきたくらうと思っています。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、4月24日から集中的に議論していただきました。特に事業者の皆さんにはいろんなデータのお願いとか意見をお願いしまして、非常に真摯に対応いただきましてこのような報告書ができましたことを深く感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

ただ、先ほど関口構成員のお話にありましたように、あるいは事務局の説明にありましたように、まだまだこれから精緻化していく議論が残っておりますので、今後とも一層審議に向けてご協力をお願いしたいと思います。この研究会では、モバイルが5Gに向けてますます社会経済の基盤になるように、使い勝手のよい様々なサービスが低廉に提供されるために、こういうような制度をつくることを趣旨としております。今後とも議論のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど構成員の皆様からいろいろご意見を伺いましたが、この報告書の内容のここを修正というような議論ではなかったと思います。一応、これで第三次報告書案と確定し、この後、総務省において意見募集を行っていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【辻座長】 どうもありがとうございました。それでは、今後の取り扱いはそのようにお願ひしたいと思います。

それでは、最後に、谷脇総合通信基盤局長からご挨拶をいただけるということですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【谷協総合通信基盤局長】 基盤局長の谷協でございます。

辻座長をはじめ構成員の皆様には、昨年の9月に第二次の報告書を取りまとめていただいてからも、接続制度に関するさまざまな課題について多数の会合を重ねて継続的にご議論いただきまして、本日、第三次の報告書案を取りまとめていただいたことに、まず深く感謝を申し上げたいと思います。

また、関係する事業者の皆様、それから関係団体の皆様方におかれましても、短期間でのヒアリングの準備でのご協力をいただいておりますことを、この場をおかりして御礼申し上げます。

私も、この電気通信の分野、長く携わってまいりましたけれども、接続制度というものは電気通信事業の分野で公正競争を確保するための基盤だと考えておりますし、また、競争ということ考えた場合に、いわゆる設備競争とサービス競争のバランスを図っていく非常に大きなコアとなる部分だと認識をしております。

今回の報告書案、いただいたわけでございますけれども、とりわけ固定系につきましては、NGNとの接続という点に関して、やはり幾何級数的にトラヒックが増えていくという中で、その対応をどうしていくのかということについて解決に向けた道筋を共有することができたという点は非常に大きかったと思っておりますし、また、議論の一つのポイントでもございます県間通信用の設備ですとかコストドライバ、こういったものについても方向性をお示しいただいたということかと思っております。

それから、何よりも加入系光ファイバの接続料についても、その適正化ですとか、それから今後のフォローアップの在り方についてもお示しいただいたという点、感謝を申し上げます。

また、本日もご議論いただきましたけれども、今年の4月以降、モバイルの接続料、将来原価方式の在り方についてもご議論をいただいております。私も課長時代に大臣裁定に携わったりしておりましたので、そういった意味では今回の報告書案は非常に感慨深いものもございます。

今回の報告書案では、MVNOのサービスの主たる原価である接続料について、予見可能性ということで従来からずっと言われてきたわけでございますし、また、キャッシュフロー負担の軽減ということも、これも実はずっと長い間言われてきた問題だと思っております。今回、MVNOを含めてモバイル市場で競争促進だとか、あるいはサービスの多様化というものを一層生み出していくということが今回の報告書案をベースにして進んでいく

ということが、私どもとしても大いに期待をしているところでございます。

いずれにいたしましても、今回の報告書案の中でなお述べられている検討課題というものも多々ございますし、議論の精緻化というものを進めていかなければいけない点も多々あるかと思えますけれども、引き続きご指導、ご鞭撻を賜ればと考えております。

ありがとうございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、最後に、次回の会合につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 本日はありがとうございました。

次回の会合の詳細につきましては、別途、事務局からご連絡を差し上げます。また、総務省ホームページにも開催案内を掲載したいと思えます。

それから、これから準備が整えば意見募集を実施いたしますけれども、その意見募集の結果につきましては、次回の会合におきまして報告をさせていただきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

これにて本日の議論は全て終了いただきました。どうも皆さんありがとうございました。

以上